

発行/富山県生活文化課・富山県消費生活センター

## くらしの情報 とやま

トピックス クーリング・オフとは?...P2 ストップ!違法年金担保融資...P3 2005.4.1 No.110 4・5月号

この情報誌は、富山県ホームページ(<http://www.pref.toyama.jp/sections/1711/1711.htm>)でもご覧になれます。くらしの  
相談窓口  
から

## 点検商法により契約した高額な羽毛布団

**相談** ある日電話がかかり、「最近布団を買ったか」と聞かれたので、「A商事から買った」と答えたところ、「私はA商事の工場の者だ。布団の無料点検をしてあげよう」と言うので、訪問を承諾した。

訪問した業者は家にあがり、押入れから布団を取り出した。広げて見るなり、「湿気がきて、ダニの温床になってひどいことになっている。このままにしておくと、健康に悪い。クリーニングしてあげよう」と言った。

体の調子が悪くなるような不安を覚えて、早速クリーニングを頼んだところ、その代わりにと新しい羽毛布団を勧められ、買うことにしたが、契約書を渡されて86万円という金額に驚いた。又、A業者と名乗っていたのに、B業者であった。高額な契約をしたことを悔み夜も眠れない。解約したい。

(70代、女性)

**回答** 点検と称して家に入り込み、布団や床下、屋根の状態をみて、高額な商品の購入や工事契約を勧める商法(点検商法)があります。

こうした点検商法による契約に関する相談が多く寄せられたことから、平成16年11月11日施行の特定商取引法の改正により、訪問販売などの場合、勧誘に先立って、販売を目的としていることを最初に告げるのが義務付けられました。

事例の場合、業者は社名を偽り、かつ、布団の無料点検だと言って訪問し、羽毛布団の販売が目的であることを明示しておらず、また、契約するにあたり、商品の価格に関する重要事項を故意に告げていないことなどは違反行為にあたります。

この相談は、契約の翌日だったので、クーリング・オフ(特定商取引法の規定により契約書面の交付の日から一定期間解約できる制度)が適用され、契約解除書面の発信を勧めたところ、無条件解約となりました。

又、クリーニングすると言って持ち去られた布団も返されました。

点検商法では、契約を取りたい一心で、今しないと大変なことになるなどと消費者の不安をあおって契約を急がせるケースが多く見られますが、そのような緊急性は滅多にありません。業者に一旦帰ってもらい、他と比較検討するなど契約の妥当性をよく考えてみましょう。



## クーリング・オフとは？


訪問販売などにおいて消費者が、いったん申し込みや契約をした場合でも、契約の内容を明らかにした書面の交付を受けた日から一定期間は、消費者に熟慮期間を与え、必要がない場合には、消費者からの一方的な申し込みの撤回や契約解除ができる消費者保護制度の一つです。英語のCooling-off（頭を冷やす）からきています。

期間は、取引方法によって、8日間及び20日間以内となっています。なお、クーリング・オフは、通信販売（テレビショッピング、インターネットショッピング含む）で購入した商品には適用されません。

### クーリング・オフ破りに注意しましょう！


せっかくあるクーリング・オフ制度ですが、適用できないと虚偽の説明をする業者もいますので注意しましょう。

**【ケース1】** 消耗品は使用又は消費した場合クーリング・オフができないことから、その場で開封、使用するよう仕向ける。


 販売員の誘導により開封し使用した場合は、「試供品」又は「見本品」とみなします。

**【ケース2】** 「使った商品はクーリング・オフできない」と拒否する。


例えば、「え!? 使ったふとんをクーリング・オフするの? 常識で考えてよ! 使ったものは返せないよ」と言う。

 消耗品として指定されているもの以外、例えばなべ、ふとん、下着などは使ったものでもクーリング・オフはできます。


**【ケース3】** 解約を申し出たら「既に工事は終わっているので、クーリング・オフはできない」と言う。

 工事が終わっていても、書面を受け取ってから法定期間内はクーリング・オフができます。


**【ケース4】** クーリング・オフが記載された書面を渡さない。

 クーリング・オフが記載されている書面を受け取っていない場合は、いつでも解約できます。


**【ケース5】** クーリング・オフの申し出に対し、「担当者がいない。こちらから連絡させる。」などと言ってクーリング・オフ期間を故意に経過させる。

 電話で解約を申し出ると、いろいろ理由をつけて時間稼ぎをされて、クーリング・オフの期間が過ぎてしまいます。クーリング・オフは期間内に書面でしましょう。

**【ケース6】** クーリング・オフを申し出ると、「そんなことをするとクレジットのブラックリストにのる。一生クレジットが使えなくなる」とおどされる。

 クーリング・オフを実行したことにより、不利益を被ることは全くありません。

**【ケース7】** クーリング・オフの手続きを完了した後に、再度勧誘に出向いて契約の続行をせまる。

 所定のクーリング・オフ手続きによる契約解除の意思表示は取り消すことができません。したがって、再度勧誘された場合は新たな契約となり、契約書面が不交付であれば契約不成立を主張することができます。

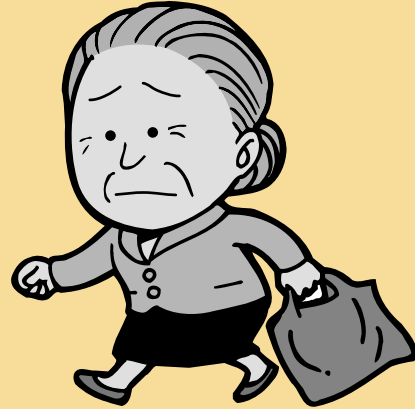
特定商取引に関する法律の改正により、うそや脅迫などでクーリング・オフを妨害された場合は、既にクーリング・オフ期間（8日間または20日間）が過ぎていても、その業者から改めてクーリング・オフができることを記載した書面が交付された日から法定期間まではクーリング・オフをすることができるようになりました。



## 違法年金担保融資対策法が施行

# ストップ! 違法年金担保融資

近年、高齢者が、「年金ローン」「高齢者優遇」などの広告を見て、違法であることを知らずに、年金などの公的給付を担保に、貸金業者から借金をし、高利の返済に追われるなどの被害が社会問題化していたことから、貸金業者に対する規制等を盛り込んだ、いわゆる違法年金担保融資対策法（貸金業規制法の一部改正法）が昨年末（平成16年12月28日）より施行されました。



### ◎ 違法な行為に注意!

#### 1. 広告・勧誘に当たって禁止される行為

貸金業者は、年金等の公的給付の受給者の借入意欲をそそるような表示又は説明をしてはならないこととされました。

#### 2. 公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限

貸金業者等は、貸付の返済に充てるために年金証書や公的な年金、手当等の振込口座の預金通帳やキャッシュカードなどを預かってはならないこととされました。

違反業者は、1年以下の懲役や300万円以下の罰金が科せられます。

参考〔金融庁のホームページ〕

<http://www.fsa.go.jp/notice/noticej/nenkintanpo.html>

### ◎ トラブルを防ぐには

貸金業者から年金証書、預金通帳、キャッシュカード、印鑑などを要求されても、決して渡さないでください。

もし、これらを預けてしまい返還に依ってもらえないような場合は、すぐに最寄りの相談窓口あるいは最寄りの警察署へご相談ください。

### ◎ やむを得ずお金を借りるときには

#### （貸金業者等に関する情報収集）

金融庁のホームページで、登録業者かどうか等を確認することができるよう登録貸金業者の商号、登録番号、所在地等の検索サービスを提供しているほか、財務局登録番号を詐称しているような悪質な業者に関する情報も提供しています。

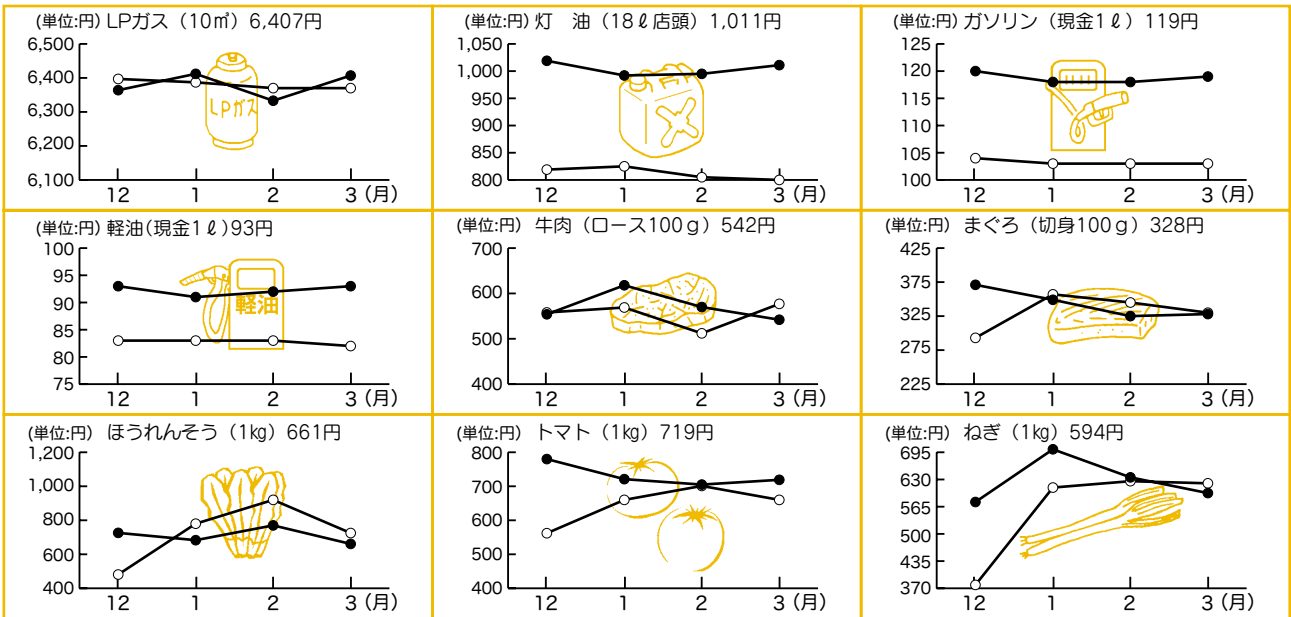
### ◎ 登録貸金業に関する相談窓口

北陸財務局富山財務事務所理財課 TEL 076-432-5523  
 県経営支援課 TEL 076-444-8700

# くらしの価格

## 生活必需物資価格動向調査結果 (3月分)

金額 平成17年3月調査の価格  
 ●—● 今年の価格(消費税込み)  
 ○—○ 昨年の価格(消費税込み)



平成16年4月より、調査店舗は原則として固定しています。

### 富山市消費生活センターが開設されました!

富山市では、これまで市民生活相談課で消費生活に関する相談を受けていましたが、市町村合併による行政範囲の拡大や急増する消費者トラブルの相談に対応するため、平成17年4月1日から富山市役所本庁舎内に「富山市消費生活センター」を開設し、消費生活

専門相談員を増員するなど、消費生活相談体制が強化されました。

場所 富山市新桜町7番38号 富山市役所本庁舎内  
 時間 8:30~17:15  
 電話 076-443-2047

### 消費生活に関するご相談は、市町村相談窓口、県消費生活センターへ

- 富山市消費生活センター..... ☎076-443-2047  
 富山市新桜町7番38号(富山市役所本庁舎内)
- 大沢野総合行政センター..... ☎076-467-5810
- 大山総合行政センター..... ☎076-483-1212
- 八尾総合行政センター..... ☎076-454-3114
- 婦中総合行政センター..... ☎076-465-2115
- 山田総合行政センター..... ☎076-457-2113
- 細入総合行政センター..... ☎076-485-9001
- 魚津市..... ☎0765-23-1003
- 滑川市..... ☎076-475-2111(323)
- 黒部市..... ☎0765-54-2111(163)
- 宇奈月町..... ☎0765-65-0211(244)
- 舟橋村..... ☎076-464-1121(21)
- 上市町..... ☎076-472-1111(140)
- 立山町..... ☎076-463-1121(261)
- 入善町..... ☎0765-72-1100(134)
- 朝日町..... ☎0765-83-1100(152)
- 砺波市..... ☎0763-33-1111
- 庄川支所..... ☎0763-82-1902

- 高岡市市民協働課..... ☎0766-20-1522  
 高岡市広小路7番50号
- 福岡町..... ☎0766-64-5333(1334)
- 氷見市..... ☎0766-74-8010
- 新湊市..... ☎0766-82-8236
- 小杉町..... ☎0766-56-1511(1208)
- 大門町..... ☎0766-52-6961
- 下村..... ☎0766-59-2101
- 大島町..... ☎0766-52-0065(205)
- 小矢部市..... ☎0766-67-1760(424)
- 南砺市..... ☎0763-23-2008
- 福野行政センター..... ☎0763-22-1101
- 井波行政センター..... ☎0763-82-1181
- 城端行政センター..... ☎0763-62-1213
- 福光行政センター..... ☎0763-52-1571
- 平行政センター..... ☎0763-66-2132
- 上平行政センター..... ☎0763-67-3212
- 利賀行政センター..... ☎0763-68-2112
- 井口行政センター..... ☎0763-64-2212

括弧内は内線

#### ●富山県消費生活センター

富山市湊入船町6番7号(富山県民共生センター内)  
 消費生活相談 ☎(076)432-9233  
 消費者金融相談 ☎(076)433-3252

URL <http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>

【開所時間】午前8時30分~午後5時(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

#### ●富山県消費者協会(富山県消費生活センター内)

※土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けてます。  
 ☎(076)432-5690 午前8時30分~午後5時

#### ●富山県消費生活センター高岡支所

高岡市本丸町7番1号(本丸会館内)  
 消費生活相談、消費者金融相談  
 ☎(0766)25-2777